

久喜市議会

平成30年11月定例会

議員提出議案

議 案 目 録

意見第 9 号	認知症施策の推進を求める意見書	1
意見第 10 号	無戸籍問題の解消を求める意見書	3
意見第 11 号	教育の無償化・負担軽減に関する意見書	5
意見第 12 号	消費税増税 10%への引き上げ中止を求める意見書	8

意見第 9 号

認知症施策の推進を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 30 年 12 月 11 日

提出者 久喜市議会議員
齊 藤 広 子
賛成者 久喜市議会議員
春 山 千 明
田 村 栄 子
長谷川 富士子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現をめざし、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって政府におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。

2. 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
3. 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
4. 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久喜市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
衆議院議長
参議院議長

意見第 10 号

無戸籍問題の解消を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 30 年 12 月 11 日

提出者 久喜市議会議員
丹野 郁 夫
賛成者 久喜市議会議員
岡崎 克 巳
大橋 きよみ

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

無戸籍問題の解消を求める意見書

無戸籍問題とは、子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人がいるという問題である。

無戸籍者は、自らに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などでの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等が出来ないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題である。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益を被るだけでなく、自らが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要である。

そこで政府としては、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう、下記の事項に早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 強制認知調停の申立てについては、その受付等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう是正するとともに、これに関する法務省や裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること。

2. 関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあったとしても、一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるとされているが、そのことが自治体職員まで徹底されず、誤った案内がなされている事例が見受けられる。窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍者問題の理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。
3. 嫡出否認の手続きに関する提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すほか、民法第 772 条第 1 項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

久 喜 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣 あて
総 務 大 臣

意見第 11 号

教育の無償化・負担軽減に関する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2018年12月11日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
賛成者 久喜市議会議員
田 村 栄 子
渡 辺 昌 代

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

教育の無償化・負担軽減に関する意見書

少子高齢化や人口減少の急速な進行は、社会の発展に必要な活力を減退させ、将来の国民生活に深刻な影響をもたらすこととなるため、安心して子どもを産み育てる環境整備が重要な課題となっている。一方、次代を担う若い世代に非正規雇用者が増える中、子育て中の世代に幼児教育・高等教育にかかる負担が大きく、この経済的な問題が少子化の大きな原因の一つともなっている。

こうした中、政府は、貧困の連鎖を断ち切り格差の固定化を防ぐとともに、少子化対策を進めるため、「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、「人づくり革命の実現と拡大」として、教育の無償化・負担軽減に向けた取り組みを進めようとしている。

教育の無償化・負担軽減には、地方が重要な役割を担う施策が含まれており、国と地方の役割分担や負担のあり方について、地方との十分な協議を経ながら、充実した制度を早期に確立するとともに、国の責任において実施に必要な財源を確保することが必要だ。

したがって、国に対し、下記の事項について全力で取り組まれるよう強く要望する。

記

1. 3歳から5歳までの全ての子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する「幼児教育の無償化」の制度の詳細を検討するに当たっては、システム改修等、地方公共団体における実務への影響も踏まえ、制度の円滑な運用が可能となるよう、地方の意見を十分に踏まえること。あわせて、国の責任において、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。また、保育需要増加への対応や処遇改善等による保育士の安定的確保等の必要な措置についても、国の責任において所要の財源を確保すること。
2. 子ども・子育て支援のさらなる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保すること。
3. 「高等教育の無償化」について、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校について、所得が低い家庭の子どもに限って無償化を実現するとされているが、対象者を限定することのない普遍的な制度とするとともに、学問・研究の自由への侵害や大学の自治への介入とならないようにすること。地方公共団体を通じて実施する場合には、制度の円滑な運用が可能となるよう、地方の意見を十分に踏まえること。
4. 「私立高校の授業料の実質無償化」の制度の詳細を検討するに当たっては、制度の円滑な運用が可能となるよう、地方の意見を十分に踏まえること。あわせて、国の責任において、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
全 世 代 型 社 会 保 障 改 革 担 当
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣

あて

内閣府特命担当大臣
（少子化対策）
内閣官房長官

意見第 12 号

消費税増税 10%への引き上げ中止を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2018年12月11日

提出者 久喜市議会議員
石田利春
杉野修
賛成者 久喜市議会議員
川辺美信

久喜市議会議長 上條哲弘様

消費税増税 10%への引き上げ中止を求める意見書

いま、市民のくらしや地域経済は、大変深刻な状況である。年金の削減、医療・介護など社会保障費の負担増が進む一方、給与は上がらない、物価は上昇といういわば三重苦のもとで、これ以上節約するところがないとの声も上がっている。

厚労省が発表した全労働者の実質賃金は、2017 年度まで 7 年連続減少しており、また、個人消費も前年同月比 3.9%減で、4 年連続減少している。

そして、日銀事務局によれば全国で 35%の世帯が無預金とのことである。全国の生活保護受給者は平成 29 年度で 164 万世帯 214 万人。埼玉県では 72,791 世帯 97,579 人。久喜市では 1,279 世帯 1,777 人にも及んでいる。

市民の可処分所得には消費税がほとんど課税されることから消費税は「生活費課税」である。

ところが政府は 2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げを、あくまで行う姿勢を崩していない。税率 10%への引き上げの影響は、一人当たり年間 2 万 1,500 円、1 世帯当たり（4 人家族）8 万 6,000 円の増税という試算も出ている。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が 5%から 8%になったときの大不況が再来することは明らかである。

加えて税率引上げと同時に実施予定の軽減税率には、重大な問題が指摘されている。飲食料品と週 2 回以上発行の新聞代は税率 8%に据え置かれるものの、運送費や加工費、広告宣伝費など、10%の分の値段は値上がりすることになる。そして、2023 年に導入さ

れるインボイス（適格請求書）制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重くなるという不公平税制であり、貧困と格差を拡大するという根本的な欠陥を持つ税制である。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請している。いま必要なことは、消費税の増税ではなく、税金の集め方や使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきである。また、軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先にこそ税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきと考える。

2019年10月からの消費税10%への引き上げは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与えることから中止をするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
財務大臣